

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）と新規対象感染症追加について

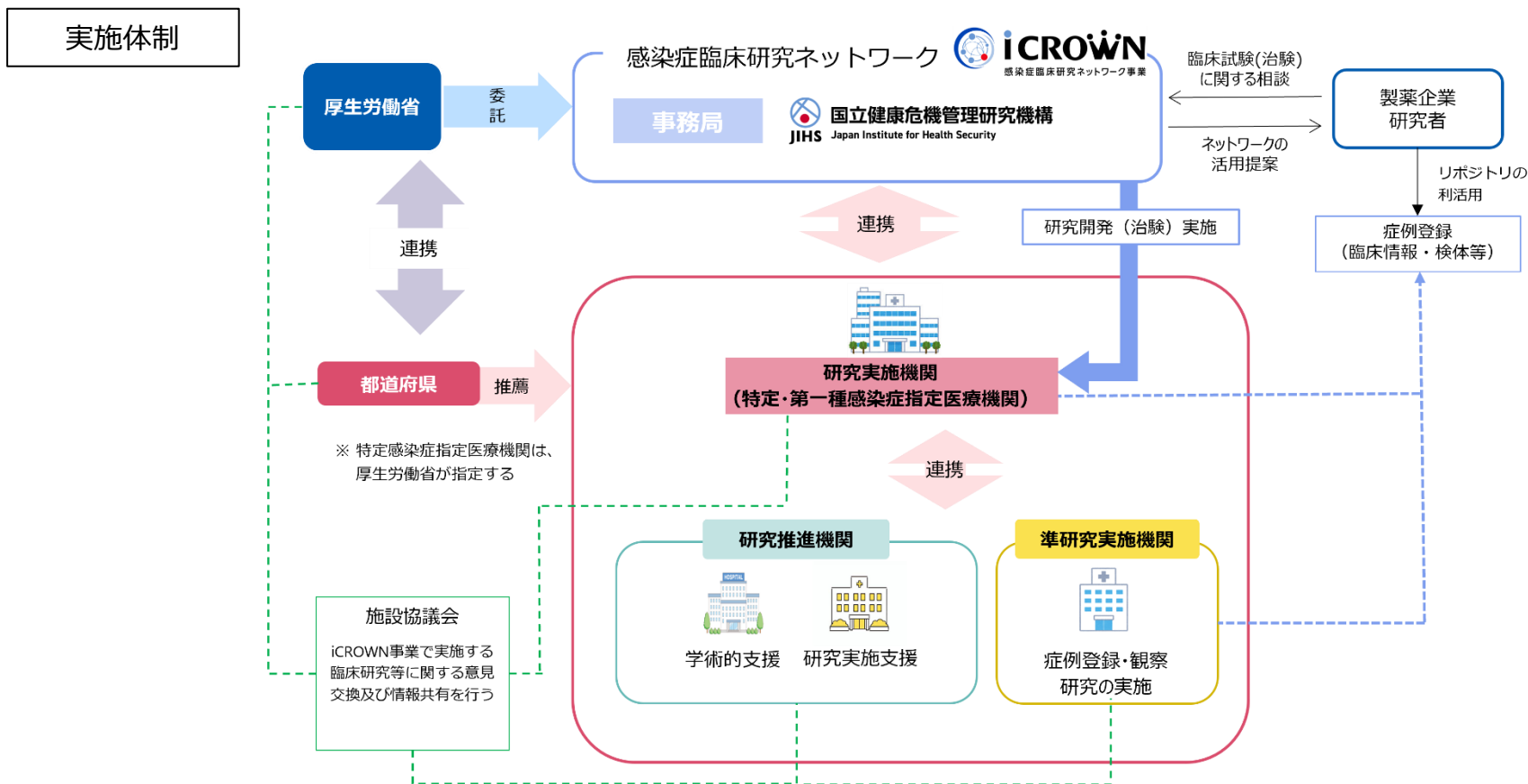
健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）について

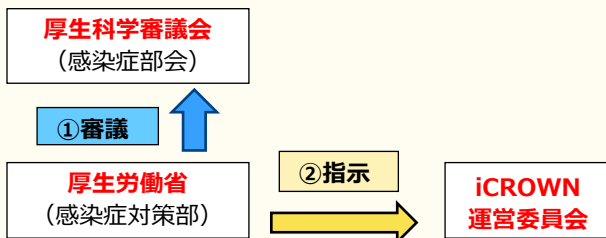
- 新興・再興感染症に対して、臨床情報・検体等を速やかに収集し、医薬品等研究開発の基盤として、令和3年度に構築された「新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ（REBIND）」を発展的に拡張し、令和6年度より新たに国立健康危機管理研究機構（JIHS）を中心とした平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関などの医療機関ネットワークを構築する実証事業を開始し、令和7年度より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）※として本格運用を開始した。

※令和7年度より事業としてのREBINDは終了し、iCROWN事業に包括して、リポジトリ機能を維持している



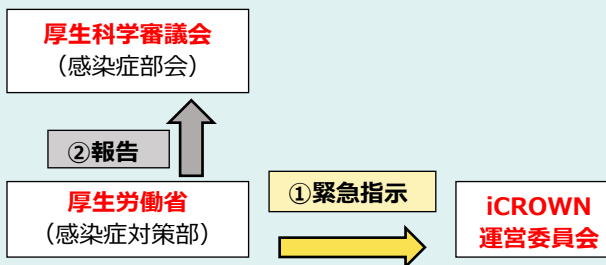
iCROWNにおける新規対象感染症追加の手順

1. 平時



- ① 厚生労働省（感染症対策部）において、新規対象感染症に関して検討
- ② 厚生労働省は、厚生科学審議会（感染症部会）にて審議を行い了承が得られた場合、iCROWN運営委員会に、新規対象感染症として取り扱うよう指示
- ③ iCROWN運営委員会は、新規対象感染症追加に向けた手続きを順次開始

2. 緊急時（パンデミック、公衆衛生上速やかな対応が必要と国が判断した場合、等）



- ① 厚生労働省（感染症対策部）からiCROWN運営委員会に、新規対象感染症として取り扱うよう緊急指示
- ② 厚生労働省は厚生科学審議会（感染症部会）に報告（緊急性がある場合は、事後報告もありうる）
- ③ 緊急を要する疾患の場合は2週間以内をめどに検体収集を開始できるよう、iCROWN運営委員会で新規対象感染症の緊急追加に向けた手続きを開始

第82回厚生科学審議会感染症部会（2024(令和6)年2月21日）資料1より抜粋